

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油処理装置差圧警報確認試験において、水素ガス・置換ガス監視盤用警報ブザーに鳴動不良が認められたため、当該ブザーを点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置排ガス抽出器バイパス配管用安全弁に、操作ハンドル固定ボルトの外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
3	2号機	480Vパワーセンタ（A）接地電圧計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	3号機	中央操作室漏えい検出表示盤に「海水配管トンネル漏水」の誤警報発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
5	3号機	構内火災報知監視システム用映像表示装置に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A、B）潤滑油ポンプ（A1、B1）出口弁（2台）のフランジ部及び同電動機・発電機セット（B）非常用潤滑油ポンプ（D）本体上部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A、B）軸受温度記録計の記録用紙に「復水器逆洗」スタンプを押した際に、スタンプと打点部分を接触させ、全打点指示にずれが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
8	4号機	中央操作室原子炉制御盤に「中性子計測系出力領域モニタ軽故障」の警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	5号機	残留熱除去系（A系）及び炉心スプレイ系（A系）の系統流量記録計に6時間毎に時刻等を印字する参考文字の印字不良が認められたため、当該計を点検・修理	D	
10	その他	低レベル放射性廃棄物ドラム缶搬出検査設備外観・線量当量率測定装置に動作不良（高圧電源部の異常）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで